

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【経済労働部】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等	
				部・局	課・室			
22	H15	意見	外郭団体への補助及び委託	愛媛エフ・イー・ゼット株式会社	経済労働部	産業政策課	指定管理者制度 ・既存法人への影響と対策 経営者・管理者に民間又は職員からやる気のある優秀な人材を登用すべきである。 仕事の成果はリーダーの意思と積極性で決まる。プロパー職員の中から新リーダーを抜擢するか中途採用で管理者を導入することにより、外郭団体は県の予算執行的な仕事のやり方からチャレンジ精神のある積極経営へ転換すべきである。	当該法人では、平成19年6月、前社長の死去に伴い、新たな社長を民間から迎えるとともに、20年度には、プロパー職員を昇格させ、重要ポストに配置するほか、更なる業務の効率化及び営業力の強化を図るため、新たに3部体制とし、機能的な組織体制を構築するなど、積極経営を行い、18年度から3期連続の黒字達成を続けている。
156	H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	愛媛国際貿易センター管理運営業務委託	経済労働部	産業政策課	審査会における審査について 審査会の審議の内容は詳しくは明らかにされていないが、プレゼン内容等は公開されている。只、議論の過程やどれくらいの時間を割いたか、さらには指定管理者の候補者に、どこが欠けているのか、どこが良いのかといった点を認知してもらい再チャレンジの意欲を湧かせる工夫と透明性がさらにあってもよかったのではないかと。指定管理者制度というものの法意からしてこれを強く感じるのだからいかにあるのか。	平成20年度の公募においては、現指定管理者からしか申請がなかったことから、行政システム改革課が、平成20年3月に策定した「指定管理者制度導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、審査会での選定は省略したが、今後、複数の申請者があった場合には、申請者に対して、審査会で出された意見や評価等をそれぞれ認知していただく機会を設けることとした。
14	20	意見	特定資産の計上	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	2)使用目的が明らかでない資金を特定資産(2科目、604百万円)に計上しているが、その他の固定資産とすべきであり、遊休資産とみなされる。	20年度決算から使用目的に則した名称に変更した。 中心市街地商業活性化事業特別会計 2固定資産(1)特定資産 定期預金 中心市街地商業活性化事業基金預金 一般会計(総務企画部関係)ほか 2固定資産(1)特定資産 有価証券引当預金 有価証券償還時原資補填引当預金
15	20	意見	財産目録の作成	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	3)会計区分に対応した財産目録を作成する必要がある。貸借対照表との整合性を図ること。	貸借対照表と整合性のある財産目録を作成した。
16	20	意見	貸付債権回収の管理責任	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	4)貸付債権(リース債権を含む)の回収につき管理責任を明確にして内部統制を整備すること。	貸付債権(リース債権を含む)について、回収方法や管理責任を明確にした内規を整備した。
48	20	意見	決算書の見直し	(社)愛媛県観光協会・(社)愛媛県物産協会	経済労働部	観光物産課	物産協会の決算書は公益法人会計基準(平成16年版)に全く準じておらず、県は基本事項を指導すべきである。	公益法人指導監督基準に基づき、従来から必要に応じて口頭指導を行っていたが、ご指摘の点については改善されていなかったため、先般文書により改善指示を行い、21年度予算編成案策定時から平成16年改正基準に沿った会計処理に改善されている。